

平成31年度 県民の総力をあげて 交通事故をなくす県民運動

鹿児島県実施要綱

運動の重点

【最重点】

高齢者の交通事故防止

【重点】

- 1 交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 早朝, 夕暮れ時, 夜間における
交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 子どもと若者の交通事故防止
- 6 自転車の安全利用の推進



JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール
県知事賞
霧島市立天降川小学校2年 野崎健太さん

鹿児島県交通安全対策会議
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会



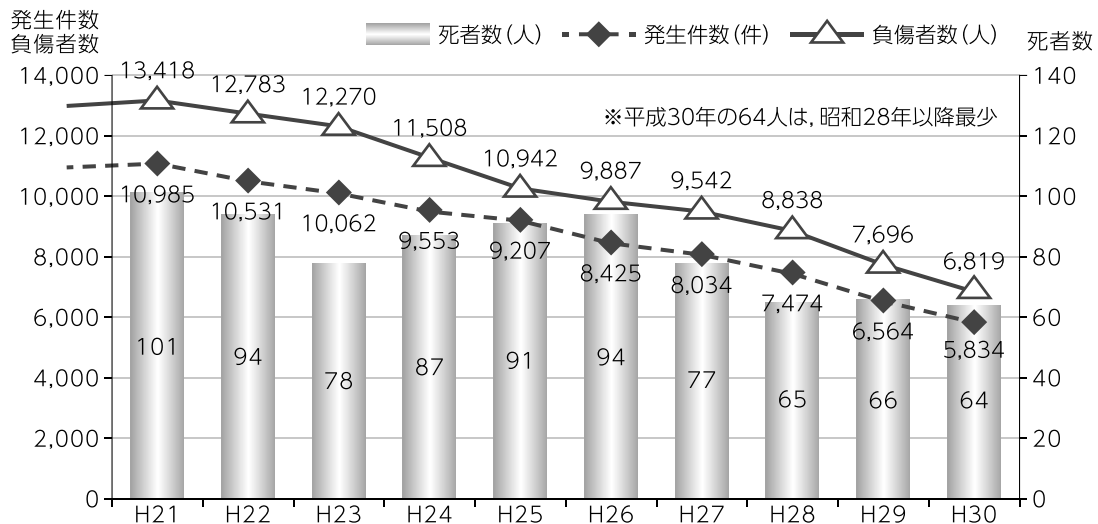
平成30年中の交通事故情勢について

本県の平成30年中の交通事故は、発生件数、死者数及び負傷者数とも前年より減少した。

死者数は64人で、前年より2人減少し、昭和28年以降、最も少なかったが、第10次鹿児島県交通安全計画で掲げた年間の交通事故死者数を「62人以下」にするという目標の達成には至らなかった。死傷者数は、同計画で掲げた「7,500人以下」の目標を初めて達成した。

交通事故死者のうち、高齢者は39人で前年より3人減少したが、全死者数の6割以上を占め、平成15年以降16年連続で全死者数の過半数を占める結果となった。

鹿児島県の交通事故発生状況の推移(H21~H30)



交通事故発生率でみる鹿児島の安全度合い

順位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1位	島根 (27.3)	島根 (27.5)	島根 (26.0)	鳥取 (23.7)	鳥取 (22.0)	鳥取 (20.2)	鳥取 (18.3)	鳥取 (17.2)	鳥取 (16.9)	鳥取 (14.9)
2位	秋田 (28.9)	秋田 (29.3)	秋田 (27.6)	島根 (24.2)	島根 (23.3)	岩手 (20.9)	鳥取 (19.9)	岩手 (18.5)	岩手 (17.6)	鳥取 (15.4)
3位	岩手 (30.3)	岩手 (30.6)	岩手 (28.2)	岩手 (25.9)	岩手 (23.5)	秋田 (21.6)	岩手 (19.9)	島根 (18.9)	島根 (18.6)	岩手 (15.8)
20位	富山 (51.7)	富山 (52.0)	長野 (49.1)	長野 (49.0)	岐阜 (45.3)	愛媛 (40.9)	富山 (36.9)	岐阜 (32.7)	富山 (30.5)	広島 (26.6)
21位	福島 (52.0)	福島 (52.3)	茨城 (50.5)	福島 (49.2)	福島 (45.6)	和歌山 (42.0)	奈良 (36.9)	奈良 (33.0)	神奈川 (31.2)	熊本 (27.1)
22位	山口 (52.7)	大分 (53.0)	長崎 (50.8)	埼玉 (49.4)	埼玉 (46.1)	熊本 (42.1)	熊本 (37.0)	三重 (33.2)	広島 (31.3)	千葉 (27.9)
23位	大分 (52.8)	山口 (53.0)	岐阜 (51.4)	岐阜 (49.6)	長野 (46.2)	奈良 (42.4)	宮城 (37.0)	宮城 (34.2)	宮城 (32.2)	神奈川 (28.6)
24位	茨城 (54.8)	茨城 (54.9)	山口 (51.5)	山口 (49.8)	愛媛 (47.3)	埼玉 (42.7)	三重 (39.3)	広島 (34.3)	熊本 (32.6)	山口 (29.0)
25位	埼玉 (55.6)	埼玉 (55.5)	大分 (51.8)	茨城 (49.8)	沖縄 (47.3)	茨城 (42.8)	広島 (39.4)	熊本 (34.4)	奈良 (32.9)	宮城 (29.3)
26位	岐阜 (56.1)	岐阜 (56.3)	埼玉 (52.0)	愛媛 (50.0)	和歌山 (48.1)	長野 (43.7)	沖縄 (39.6)	茨城 (35.8)	茨城 (33.3)	奈良 (29.8)
27位	京都 (56.2)	京都 (56.4)	京都 (53.4)	岐阜 (50.0)	山口 (48.3)	大分 (43.8)	茨城 (39.8)	滋賀 (37.5)	滋賀 (34.5)	滋賀 (29.9)
28位	愛媛 (56.7)	愛媛 (57.0)	広島 (54.9)	大分 (50.9)	熊本 (48.3)	広島 (43.9)	山口 (40.7)	埼玉 (38.3)	山口 (35.3)	茨城 (30.0)
29位	広島 (57.7)	広島 (57.8)	愛媛 (55.2)	広島 (52.0)	大分 (48.7)	沖縄 (44.1)	埼玉 (40.8)	沖縄 (38.3)	大分 (35.6)	大分 (30.7)
30位	大阪 (58.2)	大阪 (58.3)	大阪 (56.0)	熊本 (54.1)	広島 (50.5)	山口 (44.1)	滋賀 (41.5)	大分 (38.4)	沖縄 (35.9)	沖縄 (30.8)
31位	熊本 (59.5)	熊本 (59.7)	三重 (56.2)	和歌山 (54.4)	長崎 (50.9)	三重 (44.2)	大分 (42.0)	山口 (38.4)	埼玉 (36.0)	岡山 (30.9)
32位	三重 (60.1)	三重 (60.3)	熊本 (57.7)	大阪 (54.4)	大阪 (52.1)	長崎 (46.3)	長野 (42.0)	長野 (39.5)	岡山 (37.7)	埼玉 (33.0)
33位	鹿児島 (61.3)	鹿児島 (61.7)	鹿児島 (59.0)	三重 (55.0)	三重 (53.3)	滋賀 (46.6)	長崎 (44.2)	長崎 (41.0)	長野 (38.1)	長崎 (34.3)
34位	山形 (62.2)	山形 (62.7)	和歌山 (59.3)	鹿児島 (56.2)	鹿児島 (54.5)	大阪 (48.3)	大阪 (46.0)	大阪 (42.9)	長崎 (38.7)	長野 (34.9)
35位	滋賀 (64.4)	滋賀 (64.2)	滋賀 (59.4)	滋賀 (57.1)	滋賀 (55.4)	鹿児島 (50.1)	鹿児島 (48.2)	鹿児島 (45.4)	鹿児島 (40.1)	鹿児島 (35.9)
36位	兵庫 (65.5)	兵庫 (65.5)	山形 (62.5)	兵庫 (61.0)	兵庫 (58.8)	山梨 (53.3)	徳島 (50.6)	岡山 (46.5)	大阪 (40.8)	徳島 (37.8)
45位	宮崎 (96.8)	宮崎 (97.2)	静岡 (98.9)	静岡 (98.5)	静岡 (94.3)	静岡 (90.0)	宮崎 (84.9)	宮崎 (81.7)	宮崎 (75.7)	宮崎 (68.4)
46位	佐賀 (105.6)	佐賀 (106.1)	佐賀 (109.3)	香川 (107.2)	香川 (102.1)	香川 (90.8)	静岡 (87.7)	静岡 (85.2)	佐賀 (81.7)	佐賀 (69.5)
47位	香川 (117.6)	香川 (118.1)	香川 (112.6)	佐賀 (107.3)	佐賀 (111.1)	佐賀 (105.6)	佐賀 (102.5)	佐賀 (93.4)	静岡 (82.0)	静岡 (77.3)

※発生率：人口1万人あたりの発生件数
 ※人口は総務省統計局の推計人口及び国勢調査人口(前年10月1日現在)である。

運動の目的

県民一人ひとりが交通安全を自分自身のこととして捉えるとともに、交通法規を遵守し、思いやりとゆずり合いの心を持って、主体的に交通安全活動を実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

運動の期間

平成31年4月1日～翌年3月31日

年間スローガン

ルールとマナー みんなで守ろう 鹿児島路

運動の進め方

- 本実施要綱は、平成31年2月6日、県交通安全対策会議幹事及び県交通安全県民運動推進協議会常任委員の合同会議において決定したものである。
- 第10次県交通安全計画で定めた、年間の交通事故死者数を「62人以下」とする死者抑止目標を本年度で確実に達成するため、関係機関・団体が緊密な連携のもとに強力な死亡事故抑止の取組を行う。
- 各推進機関・団体は、組織の特性や実態に応じた活動を積極的に推進し、この運動が真に県民総ぐるみの運動として県民に浸透し、効果が上がるように努める。
- 県民は、「交通安全の主役は自分自身である」ことを自覚し、本運動の推進事項を着実に実践する。

各季の交通安全運動

5月11日(土)～5月20日(月)	春の全国交通安全運動
7月21日(日)～7月30日(火)	夏の交通事故防止運動
9月21日(土)～9月30日(月)	秋の全国交通安全運動
12月10日(火)～1月10日(金)	年末・年始の交通事故防止運動

日を定めて実施する運動

「交通事故死ゼロを目指す日」

(全国統一) 5月20日(月)、9月30日(月)

5月20日・9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」と定め、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図るとともに、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する。

「ライト点灯の日」 10月10日(木)

10月10日を10(テン)10(とお)の語呂合わせで、「ライト点灯の日」と定め、県民に「3(サン)ライト運動」の周知徹底を図るとともに、早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止を目的とした諸対策を展開する。

「高齢者交通安全の日」 毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、県民総ぐるみで高齢者を保護するための諸対策を効果的に展開し、高齢者を交通事故から守り、高齢者が安全で安心できる道路交通の実現を目指す。

「交通安全の日」 毎月20日

毎月20日を「交通安全の日」と定め、県民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、県民の交通安全意識の高揚を目指す。

運動の最重点

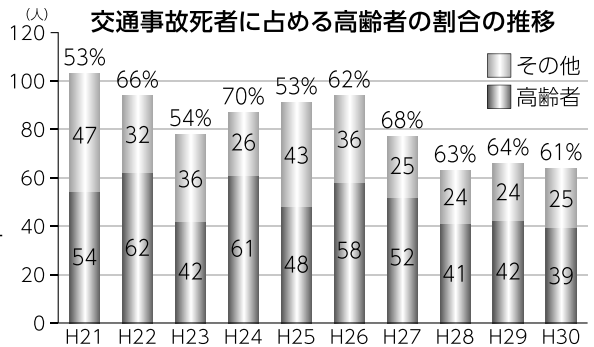
高齢者の交通事故防止

現状

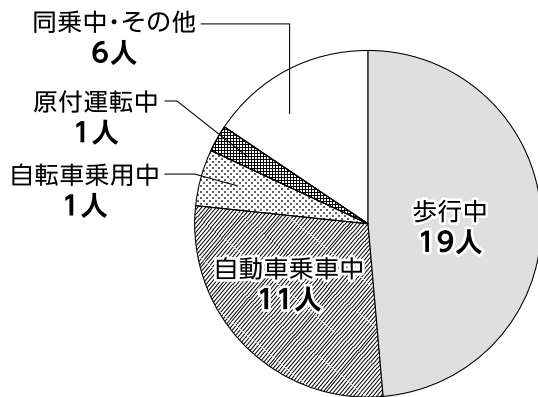
平成15年以降、毎年、65歳以上の高齢者の交通事故死者数が全死者数の過半数を越えており、平成30年の構成率は60.9%（全64人中39人が高齢者）で、全国平均よりも高い。

【平成30年中の高齢者の関連する交通死亡事故の特徴】

- 自動車運転中死者は11人
- 歩行中死者は19人で、全歩行中死者22人の86.4%
- 自転車乗用中は2人で、うち1人が誤った通行
- 高齢死者39人の約7割(27人)は75歳以上
- 高齢運転者が第一当事者となる交通死亡事故件数は24件(25人)で、うち75歳以上によるものが13件(14人)



高齢者の状態別死者数(平成30年中)



高齢運転者による交通事故防止対策について

(平成29年7月7日交通安全対策本部決定)

～ 高齢運転者による交通事故防止に向けて～

- 1 改正道路交通法の円滑な施行
- 2 高齢者の移手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
- 3 高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策
- 4 高齢運転者による交通事故防止対策における数値目標

● 年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を平成32年までに200人以下とする。

対策

高齢運転者に対し、運転適性相談窓口の周知や運転免許返納制度の促進を図るとともに、サポカーSの普及啓発や移手段の支援に努める。

高齢者の身体機能の変化を踏まえた交通安全教育・講話や高齢者宅訪問活動による交通安全の声かけなど、地域ぐるみの高齢者事故防止対策を展開する。



トピックス

1

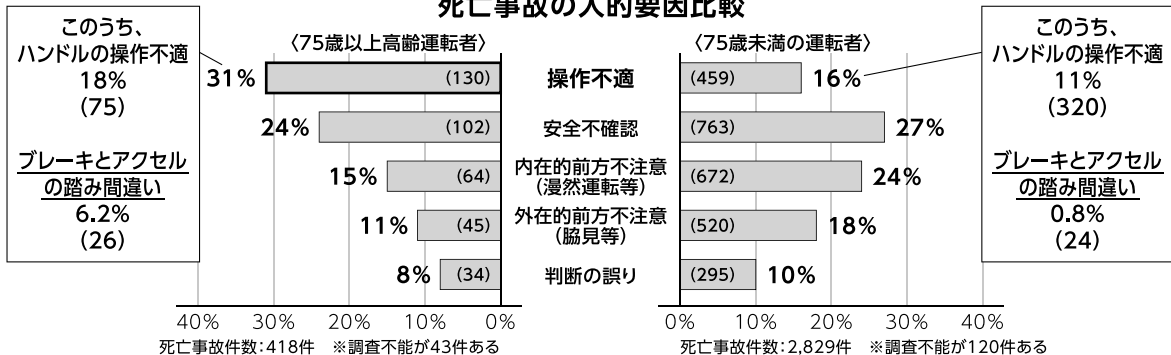
高齢運転者の交通死亡事故の特徴等について

75歳以上の高齢運転者は、運転中にブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違える「操作不適」による事故が最も多い状況です。

個人差はありますが、加齢に伴い身体機能、認知機能等は低下していきます。

周囲の環境が見えにくくなる夜間や体調が悪い時は、運転を控えるなどして、安全運転に心掛けましょう。

死亡事故の人的要因比較



運動の重点

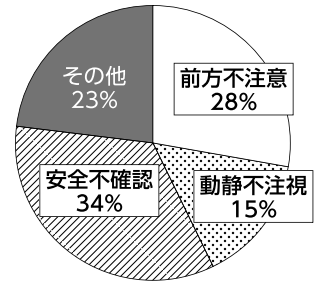
1 交通ルールの遵守とマナーの向上

現状

平成30年中の交通事故は、安全不確認や前方不注意等、運転者の漫然運転に起因するものが大半を占めている。

また、歩行者の道路横断時の安全不確認や自転車利用者のスマートフォン使用等も問題となっており、運転者や歩行者等の基本的な交通ルールとマナーが守られていない。

法令違反別交通事故件数(H30)



対策

運転者や歩行者等に対し、交通事故の危険性や交通安全の重要性等を認識させ、交通安全意識の高揚を図るとともに、基本的な交通ルールの遵守とマナーを向上させる。



トピックス

2

横断歩道は歩行者優先!!

～横断歩道に歩行者がいても止まらない車は約9割～



一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が、平成30年に全国において、信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとするときに一時停止する車の割合を調査したところ、自家用車1万1,019台中、停止したのは948台と全体の8.6%のみであった。

また、本県については、7.0%と全国平均を下回り、九州では大分県に次ぐワースト2位という結果であり、横断歩道における歩行者の優先が遵守されていない状況となっている。

2 全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

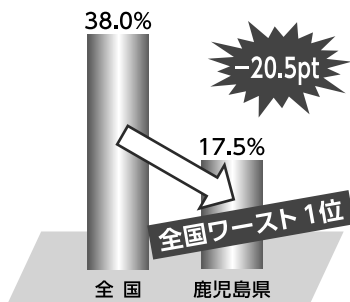


現状

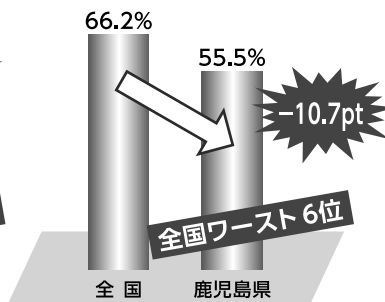
本県は、平成30年の一般道における後部座席のシートベルト着用率は17.5%で全国ワースト1位、チャイルドシートの使用率は55.5%で全国ワースト6位と、全国平均と比較しても10%以上低い。

また、平成30年中の四輪乗車中の交通事故死者27人のうち14人はシートベルト非着用であった。

後部座席シートベルト着用率調査結果



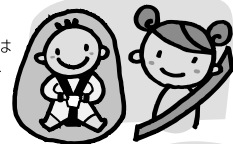
チャイルドシート使用率調査結果



平成30年:警察庁・日本自動車連盟(JAF)調査(一般道路)

全席ベルト着用!!「します・させます」運動

運転者・同乗者
子ども(幼児)には
チャイルドシート
をさせます



運転者・同乗者
後部座席を含む
全席にシートベルトを
させます

運転者
車を運転するなら
シートベルトを
します



同乗者
車に同乗するなら
シートベルトを
します

対策

事故時におけるシートベルト及びチャイルドシートの被害軽減効果等を周知し、後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい取り付けと使用の徹底を図る。

全席ベルト着用!!「します・させます」運動を広く展開し、シートベルト着用率、チャイルドシート使用率の向上を図る。

後部座席シートベルト非着用の危険性について

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、様々な危険があります。

また、シートベルト(全ての座席)非着用時の致死率(死傷者数に占める死者)は、着用時の約15.3倍高くなっています。

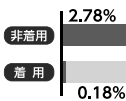
車に乗ったら、自身や家族、友達を守るため、全ての座席のシートベルト着用を徹底しましょう!!



危険な理由 1

車内で全身を強打する

シートベルト着用
有無別致死率



「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合
警察庁資料による(平成24年)

シートベルト(全ての座席)の非着用時の致死率は、着用していたときと比べて非常に高くなります。

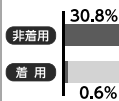
交通事故の衝撃はとてつもなく大きく、シートベルトを着用していないと天井やドア等に全身を強く打ちつける危険性があります。

事故の衝撃はとてつもなく大きい!

危険な理由 2

同乗者に致命傷を負わせる

前席乗員が頭部に
重傷を負う割合



(独)自動車事故対策機構の実験解析結果による(平成18年)

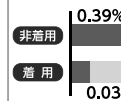
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭を打ったり胸部を圧迫したりして、重傷を負ったり、命を失うこともあります。

前の席の人にケガをさせちゃうかも!

危険な理由 3

車外放出の危険があります

後部座席乗員が車外へ
放出される割合



車外放出死者数=死者数×100
警察庁資料による(平成25年)

事故の衝撃で、車が回転した場合には遠心力で、横の窓から車外に放出されたり、後方の窓を突き破ったりする危険性があります。

窓ガラスを破って外に飛び出すかも!

3 早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故防止

～「3(サン)ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進～



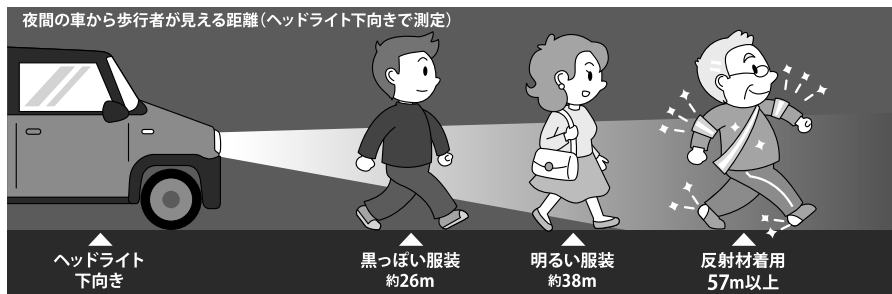
現状

平成30年中の夜間(日没から日の出までの間)歩行中の死者16人のうち、15人が夜光反射材非着用であった。

早朝、夕暮れ時、夜間における交通事故は、道路上の歩行者に気付かない運転者が多く、死亡事故につながる危険性が高い。

歩行中の死者数及び夜光反射材着用状況の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全歩行中死者	37	46	36	37	33	41	27	18	19	22
うち夜間歩行中	26	26	25	25	22	33	17	14	9	16
構成率	70.3%	56.5%	69.4%	67.6%	66.7%	80.5%	63.0%	77.8%	47.4%	72.7%
うち反射材使用	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1



夜光反射材の着用は交通事故防止に有効です!!

対策

早朝、夕暮れ時、夜間は周囲の視界が悪くなり、交通事故の危険性が高まる。

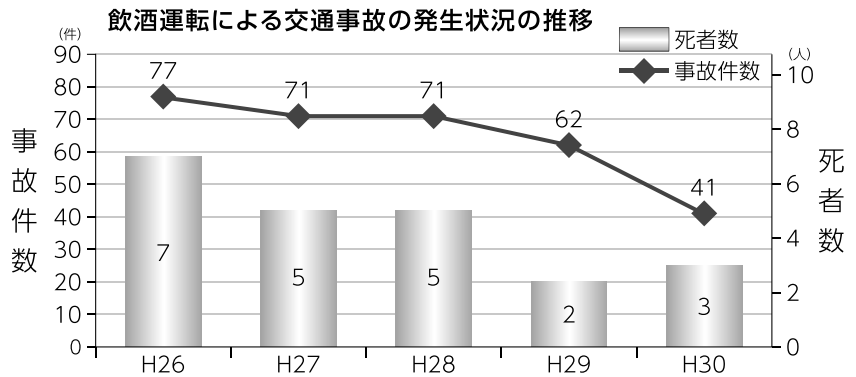
夜間等における運転は、死亡事故につながる危険性が高いことを運転者に自覚させ、視認性を確保するため「早めのライト点灯」や「原則上向きライト」の徹底とこまめなライト切り替えを徹底させる。

歩行者に夜光反射材の着用効果を認識させて、夜光反射材の普及促進を図る。

4 飲酒運転の根絶

現状

平成30年中の飲酒運転による交通死亡事故(原付以上第1当事者)は3件(3人)で、飲酒運転事故は41件と依然として飲酒運転が後を絶たない。



対策

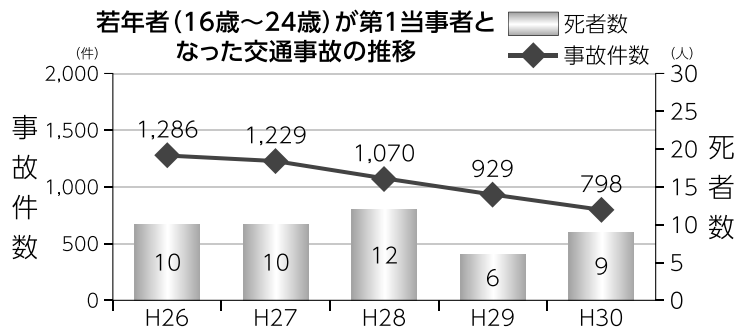
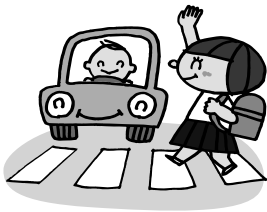
県民に、飲酒運転の危険性・悪質性・反社会性の周知徹底を図る。
飲酒運転を根絶するためには、運転者のみならず家族や友人など周辺者の意識改革も重要であることから、「飲酒しない、させない環境づくり」を進め、飲酒運転の根絶に取り組む。

5 子どもと若者の交通事故防止

現状

平成30年中の子ども(中学生以下)の交通事故は、発生件数(765件)、負傷者数(238人)ともに前年より減少したが、交通事故死者数については1人増加した。

子どもの歩行中交通事故の約6割が誤った歩行、自転車乗用中の約8割が誤った通行であった。
平成30年中の若年(16歳~24歳)ドライバーに主な原因のある交通事故では、前年よりも3人多い、9人が死亡した。



若年者による交通事故の発生件数については、年々減少しているが、死者数については、ほぼ横ばいで推移している状況である。

対策

それぞれの年代や特性に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育等により、次世代を担う子どもや若者を交通社会に適応させ、交通社会の一員として責任を自覚させる。

通学路等における安全指導や子ども等の交通弱者を思いやる「人優先」の交通安全思想の啓発活動を徹底する。

トピックス

4

STOP!! あおり運転 ~あおり運転は、悪質・危険な犯罪行為です!!~

全国的に、悪質な「あおり運転」による交通死亡事故が発生しています。
車を運転するときは、心や時間に余裕を持ち、思いやりのある運転に努めましょう。

また、あおり運転に遭ったときは、駐車場等の安全な場所に避難し、車から降りることなくドアをロックし、110番通報しましょう。

※ あおり運転の詳しい対処方法等は県警察ホームページをご覧ください。



6 自転車の安全利用の推進 ～かごしま自転車条例等の更なる理解促進～

現状

平成30年中の自転車利用中の交通事故は、発生件数(478件)、死者数(2人)、負傷者数(471人)ともに前年より減少したが、死者2人は、いずれもヘルメットを着用していなかった。

なお、本県においては、自転車に関連する交通事故防止と、自転車の安全で適正な利用の推進を目的に「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行されている。

自転車事故被害軽減に重要なヘルメット

自転車による交通事故死者の6割は、頭部に受傷している。

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)による各種実験では、衝突や転倒の衝撃が脳に及ぼす影響は、「ヘルメットなし」の場合は、「ヘルメットあり」より**3倍から17倍も大きく、致命傷に至る可能性が高い**という結果が出ている。

このことから、ヘルメットの着用は、事故や転倒した際の頭部の被害を軽減できる。



かごしま自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 ヘルメットを着用

「SGマーク」など、安全基準を満たしたヘルメットの着用を

対策

身近な交通手段として幅広い年齢層が利用していることから、自転車も車両であること等を広く周知し、「かごしま自転車条例」や「かごしま自転車安全利用五則」の更なる理解促進を図ることにより、自転車の安全で適正な利用を促進する。

かごしま自転車条例の概要

1 名称

かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例

2 目的

自転車の安全で適正な利用の推進に関し、県の責務及び自転車利用者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため。

3 主な内容

各主体の役割

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ① 自転車利用者 | 利用する自転車の点検、整備、施錠 |
| ② 自転車貸付業者 | 貸付けの用に供する自転車の点検、整備 |
| ③ 事業者 | 従業員への啓発、指導
事業の用に供する自転車の点検、整備 |
| ④ 保護者 | 監護する未成年者に対する技能、知識の習得 |
| ⑤ 学校の長 | 交通安全教育の実施 |

主な施策

① 自転車損害賠償保険等への加入

- | | |
|-----------|---------|
| ア 自転車利用者 | 加入の義務 |
| イ 自転車貸付業者 | |
| ウ 事業者 | |
| エ 自転車販売業者 | 加入確認の義務 |

② 乗車用ヘルメットの着用

- | | | |
|------------|---------|------------------|
| ア 自転車利用者 | 着用の努力義務 | 同乗する幼児に着用させる義務 |
| イ 保護者 | | 中学生以下の子に着用させる義務 |
| ウ 高齢者の同居者等 | | 高齢者に着用の助言をする努力義務 |



運動の重点別の推進事項

高齢者の 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室への参加の促進 ○ 高齢者に対する積極的な声かけによる注意喚起 ○ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進 ○ 高齢運転者や高齢歩行者に対する「思いやり運転」の推進 ○ 高齢者交通事故防止のための「プラス1運動」の推進
交通ルールの遵守と マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「安全運転は運転の基本」であることの周知徹底 ○ 「運転中は運転のみに集中」することの徹底(ながら運転の防止) ○ 基本的な交通法規の遵守の徹底 ○ 思いやり運転による交通マナーの実践と向上 ○ 道路(横断歩道を含む)における歩行者優先、歩行者保護の徹底 ○ 「あおり運転」が、悪質かつ危険な犯罪行為であることの自覚と周知
全ての座席の シートベルトと チャイルドシートの 正しい着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性と着用による安全効果についての理解促進 ○ 子どもの体格に合ったチャイルドシートの使用と確実な取付けの励行 ○ バスやタクシー等乗車時のシートベルトの着用徹底 ○ 全席ベルト着用!!「します・させます」運動の推進
早朝、夕暮れ時、 夜間における 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝、夕暮れ時、夜間における明るい色の服装や夜光反射材用品の着用の徹底 ○ 3(サン)ライト運動の実践 (特に早めの点灯と夜間の原則上向きライト点灯の徹底) ○ 街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の推進 ○ 自転車利用者の夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の取付等の推進
飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転が、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を負う「犯罪」であることの自覚と周知 ○ 二日酔いでも飲酒運転になることの周知徹底 ○ 家庭、地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの推進 ○ アルコールが身体に及ぼす影響(判断力や反射神経の低下)の自覚と周知 ○ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」と「ハンドルキーパー運動」の推進
子どもと若者の 交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路の安全点検や子どもの保護誘導活動の実施 ○ 外出する子どもへの安全に関する具体的な注意、声かけの励行 ○ 子どもを見かけたら減速、徐行するなど「思いやり運転」の励行 ○ 若者への速度超過や無謀運転による交通事故の危険性や悲惨さを理解させる指導、教育の実践
自転車の 安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ かごしま自転車条例の更なる理解促進と遵守の徹底 ○ 自転車利用者のヘルメット着用の推進 ○ 「かごしま自転車安全利用五則」の遵守と周知 ○ ハンドル、ブレーキ、ライト等車体の点検整備の励行 ○ 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射用品の車体への装着の促進 ○ 乗用中の傘さし、スマートフォン使用等の危険運転の絶無

各推進機関・団体の実施事項

<p>各推進機関・団体の共通実施事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故減少に向けた関係機関・団体間の連携強化 ○ 各季交通安全運動, 「高齢者交通安全の日」, 「交通事故死ゼロを目指す日」等の活動の積極的な推進 ○ 高齢者の総合的な交通事故防止対策の推進 ○ 全席ベルト着用!![します・させます]運動等, シートベルト・チャイルドシート着用向上対策の推進 ○ 「3(ライト)運動」の展開を中心とした, 早朝, 夕暮れ時, 夜間における交通事故防止活動の推進 ○ 「飲酒運転8(やっ)せん運動」等, 飲酒運転根絶運動の推進 ○ かごしま自転車条例の周知啓発 ○ 所属職員に対する交通安全運動の周知徹底 ○ 組織の実情に応じた各種交通安全街頭キャンペーン, 講習会等の開催 ○ ポスター, のぼり旗, 横断幕等による広報・啓発活動の推進 ○ 交通安全に関する各種情報の提供 ○ セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの積極的な参加
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策会議, 交通安全県民運動推進協議会の開催 ○ 第10次鹿児島県交通安全計画の展開, 交通安全実施計画の作成 ○ 交通安全県民運動の効果的な推進 ○ 市町村, 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導 ○ 交通安全教育・広報活動の推進 ○ 高齢運転者交通事故防止講習会事業の推進 ○ 交通事故相談など被害者対策の推進 ○ 交通安全講話の積極的推進 ○ 交通安全教育用ビデオの貸出し
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村交通安全計画の作成 ○ 交通安全推進体制の確立と交通安全推進会議の定期的な開催 ○ 関係機関・団体に対する交通安全運動の協力要請と指導の推進 ○ 地域の交通事故実態に合わせた自主的な交通事故防止施策の推進 ○ ポスター, チラシ, 広報車, 広報誌等による広報活動の推進と参加・体験型交通安全教育の充実・強化 ○ 交通指導員に対する指導と街頭活動の活発化 ○ 駐車, 駐輪対策の推進 ○ 安全施設, 通学路等の点検整備 ○ 高齢者元気度アップ・ポイント事業等のポイント対象活動への「交通安全教育」の導入 ○ 運転免許自主返納者に対する交通手段の確保等及び運転免許自主返納メリット制度の周知促進
<p>警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故抑止対策の推進 ○ 高齢者の交通事故防止対策の推進 ○ 児童・生徒に対する交通安全教育の推進 ○ 自治体と連携した交通安全活動の推進 ○ 交通事故分析結果の積極的な広報 ○ 悪質・危険性, 迷惑性の高い違反の指導取締りの強化 ○ 総合的な自転車事故防止対策及び駐車対策の推進 ○ 交通安全施設等整備の積極的な推進 ○ 迅速・適正な運転免許事務の推進
<p>教育関係機関・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育の充実・強化 ○ 自転車の正しい乗り方, 交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 児童・生徒等交通事故防止対策連絡会の開催 ○ 学校における関係機関・団体等と連携した交通事故防止対策連絡協議会の設置及び登下校時の保護・誘導活動の徹底 ○ 交通安全教育指導者の育成 ○ 児童・生徒等「交通事故防止ゼロ月間」運動の推進 ○ 広報誌, 連絡表等による児童及び保護者への広報活動の推進 ○ 高校生に対する二輪車運転技能講習会等の実施 ○ 交通安全に関する図画・作文募集等による交通安全意識の高揚

<p>道 路 管 理 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交通安全施設の点検・整備と道路障害情報の迅速な提供 ○ 自転車事故防止対策としての自転車利用環境の整備 ○ 路上の物件放置や道路不正使(占)用の禁止の指導徹底 ○ 交通事故防止に配慮した交差点改良の推進 ○ 事故多発地点現場診断や交通危険箇所点検による道路改良整備 ○ 高速道路利用者に対する交通安全広報の徹底 ○ 交通安全総点検による取組を通じての交通安全の確保 ○ 生活道路, 通学路における安全対策の推進
<p>交 通 安 全 協 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車, 立て看板, 桃太郎旗, チラシ等による広報・啓発の推進 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 運転者等に対する参加・体験型交通安全教育の充実 ○ 積極的なチャイルドシート貸出し等によるチャイルドシート着用の促進及び啓発活動の推進 ○ 夜光反射機能付き交通安全用品等の普及・促進 ○ 電動車いす, 自転車, 原付車等の運転技能講習会の実施 ○ 歩行者・自転車シミュレータの活用による交通安全指導の推進 ○ 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 ○ 高齢者, 幼児・児童交通安全指導員の養成
<p>安全運転管理協議会 運 輸 支 局 自動車安全運転センター 自動車事故対策機構 各自動車・二輪関係機関団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所における安全運転管理の徹底 ○ 安全運転管理者等の資質の向上と事業所内での安全教育の推進 ○ 事業所等におけるマナーアップの指導強化 ○ 過積載・過労運転・速度違反・駐車違反の防止対策の推進 ○ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ○ 事業所に対する車両の点検整備と整備管理の周知徹底 ○ 整備管理者選任事業所に対する整備管理者研修会の実施 ○ グッドライダー・防犯登録制度の推進, グッドライダーミーティングの開催 ○ 二輪車安全運転推進運動の実施 ○ 街頭検査及び無保険車両の街頭指導の実施 ○ 二輪車通学高校生に対する運転技能講習会・車両点検の実施 ○ シートベルト, ヘルメットの正しい着用指導の広報徹底
<p>交 通 安 全 母 の 会 各 地 域 活 動 推 進 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚・母親指導者の育成活動の推進 ○ 交通安全家族会議の推進 ○ 「命を守る旗リレー」の積極的な展開 ○ 高齢者家庭交通安全訪問指導の推進 ○ 「交通事故をなくす県民運動」の積極的な推進 ○ 飲酒運転根絶の広報啓発活動の推進 ○ 効果的な交通安全街頭キャンペーンの実施
<p>自 動 車 教 習 関 係 機 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生, 卒業生に対する安全教育の徹底 ○ 取消処分者講習等再教育の講習内容の充実 ○ 地域の交通安全活動に対する積極的な協力 ○ 高齢者講習等における講義内容の充実及び実車による運転方法の指導
<p>社 会 福 祉 協 議 会 老 人 ク ラ ブ 連 合 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県, 県警との連携強化 ○ 各種会合等における交通安全指導の実施 ○ 高齢者交通安全教室の開催 ○ 高齢者の交通安全活動への積極的な参加の呼びかけ ○ 交通安全シルバーリーダーの育成 ○ 警察が実施する「死亡事故現場診断」への積極的な参加
<p>自 動 車 関 係 機 関 ・ 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「かごしま自転車条例」と「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 自転車に対する街頭指導及び点検整備の実施 ○ TSマークの普及 ○ 自転車用夜光反射材の普及と備え付けの促進 ○ 自転車の正しい乗り方や交差点の安全な通行方法の指導の徹底 ○ 自転車保険への加入勧奨と必要な情報の提供及び助言
<p>九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 肥薩おれんじ鉄道株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切事故防止の広報活動の強化 ○ 踏切安全通行のための指導, 踏切脱出訓練, 運転者のマナーアップ指導の強化 ○ 踏切道保安設備の点検整備

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会機関・団体名

(順不同)

鹿児島県	日本自動車連盟鹿児島支部	鹿児島県土地改良事業団体連合会
鹿児島県議会	鹿児島県商工会連合会	鹿児島県建設業協会
鹿児島県警察本部	鹿児島県銀行協会	鹿児島県造園建設業協会
鹿児島県教育委員会	鹿児島県商工会議所連合会	鹿児島県弁護士会
鹿児島県市長会	鹿児島県労働基準協会	鹿児島県医師会
鹿児島県町村会	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	鹿児島県PTA連合会
鹿児島県市議会議長会	鹿児島県交通安全協会	鹿児島県青少年育成県民会議
鹿児島県町村議会議長会	鹿児島県安全運転管理協議会	鹿児島県公民館連絡協議会
九州地方整備局鹿児島国道事務所	鹿児島県指定自動車教習所協会	鹿児島県地域女性団体連絡協議会
九州地方整備局大隅河川国道事務所	全国自動車運転教育協会鹿児島支部	鹿児島県交通安全母の会連絡協議会
九州運輸局鹿児島運輸支局	鹿児島県高速道路交通安全協議会	鹿児島県防犯協会
鹿児島労働局	自動車安全運転センター鹿児島県事務所	鹿児島県青年団協議会
鹿児島地方気象台	自動車事故対策機構鹿児島支所	日本青年会議所九州地区鹿児島ブロック協議会
鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会	日本道路交通情報センター鹿児島支所	鹿児島県私立幼稚園協会
鹿児島県連合校長協会	西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	鹿児島県建築協会
鹿児島県交通安全教育研究協議会	鹿児島県中小企業団体中央会	全国共済農業協同組合連合会鹿児島県本部
鹿児島県社会福祉協議会	ライオンズ国際協会337D地区鹿児島リジョン	鹿児島県農業協同組合中央会
鹿児島県老人クラブ連合会	日本ボーイスカウト鹿児島県連盟	鹿児島県信用農業協同組合連合会
鹿児島県身体障害者福祉協会	ガールスカウト日本連盟鹿児島支部	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島県視覚障害者団体連合会	鹿児島県スポーツ少年団	鹿児島県厚生農業協同組合連合会
鹿児島県聴覚障害者協会	鹿児島県トラック協会	鹿児島県酪農業協同組合
鹿児島県身体障害者協会連合会	鹿児島県バス協会	鹿児島県漁業協同組合連合会
日本赤十字社鹿児島県支部	鹿児島県過積載防止対策連絡会議	鹿児島県森林組合連合会
生命保険協会鹿児島県協会	鹿児島県タクシー協会	鹿児島県木材協同組合連合会
日本損害保険協会九州支部委員会鹿児島損保会	鹿児島個人タクシー事業協同組合	鹿児島県小売酒販組合連合会
南日本新聞社	鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島県石油商業組合
南日本放送	鹿児島県軽自動車協会	鹿児島県砕石協同組合連合会
鹿児島放送	鹿児島県自動車整備振興会	鹿児島県砂利協同組合連合会
鹿児島テレビ放送	軽自動車検査協会鹿児島事務所	鹿児島県左官業協同組合
鹿児島読売テレビ	鹿児島県二輪車普及安全協会	鹿児島県タイル工業協同組合
NHK鹿児島放送	日本自動車販売協会連合会鹿児島支部	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会
エフエム鹿児島	鹿児島県中古自動車販売商工組合	鹿児島県交通安全施設工事業協会
鹿児島県広告協会	鹿児島県レンタカー協会	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会
鹿児島県消防協会	鹿児島県自動車部品商組合	鹿児島県交通被災者たすけあい協会
あなたの街の郵便局	鹿児島県自動車車体整備協同組合	鹿児島県自転車安全整備店協会
肥薩おれんじ鉄道株式会社	鹿児島県港湾漁港建設協会	NTT西日本鹿児島支店
鹿児島県信用金庫協会	鹿児島県舗装協会	全110機関・団体

交通死亡事故多発警報制度について

交通死亡事故が連続・集中的に発生する傾向にある場合、交通死亡事故多発警報制度実施要領に基づき警報を発令し、各関係機関・団体においては、各種交通事故防止対策を実施する。

【発令基準】

- ◎**全 県 警 報** 10日間に県下で発生した交通死亡事故が8件に達したとき
- ◎**ブロック警報** 各市町村広域ブロック(7ブロック)において、10日間に発生した交通死亡事故が3件に達したとき
(ただし、鹿児島ブロックにおいては、10日間に発生した交通死亡事故が4件に達したとき)

2019年 交通安全年間スローガン

◆ 同乗者を含む運転者向け

「チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席」

◆ 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの

「危険だよ スマホに夢中の その君」

◆ こども部門

「とび出さない いったんとまって みぎひだり」

交通安全コンテストに参加して無事故・無違反

本年度も、グループごとに無事故・無違反を競う「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」を、県下全域で実施されます。

家庭や友人、職場等で参加し、安全運転を実践して無事故・無違反を達成しましょう。

お問い合わせ先 **自動車安全センター 鹿児島県事務所 099-269-7575**

交通事故でお悩みの方へ

交通事故でお悩みの方は、県の交通事故相談所を利用されてはいかがでしょうか。

相談は全て無料で秘密は固く守ります。

鹿児島県交通事故相談所 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁1階 直通 099-286-2526

(相談時間は、県の休日を除く、月曜日から金曜日までの9:00~15:30)

※ 鹿屋・大島では、定期的に出張相談所を開設しています。詳細については県ホームページをご覧ください。

交通安全教育用ビデオのご案内

県民の交通安全教育と交通安全思想の普及、啓発に役立てるため、県では交通安全教育用ビデオ、DVD等の貸出しを行っています。

なお、県ホームページにおいて教材名(ビデオタイトル)の紹介を行っていますので、貸出しを希望される方は、県ホームページ(暮らし・環境→消防・暮らし安全→暮らし安全→交通安全→交通安全情報)をご覧ください。

★ 最寄りの地域振興局・支庁でも貸出しを行っています。

鹿児島県交通安全対策会議

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 暮らし共生協働課 暮らし安全係

